

「教育等の振興に関する施策の大綱（案）」及び
「第 2 期高知県教育振興基本計画（案）」に対していただいた意見の概要

1 意見公募の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに知事が策定することとされた「教育等の振興に関する施策の大綱」について、「高知県総合教育会議」において、知事と教育委員会による議論を積み重ねたうえで、本県の子どもたちの知・徳・体の課題等を解決するための基本理念や基本目標、総合的な施策などを定める「教育等の振興に関する施策の大綱案」を取りまとめました。

また合わせて、大綱の内容を踏まえ「第 2 期高知県教育振興基本計画案」についても取りまとめました。

これらの案に対するご意見を、県民の皆さまから広く募集したものです。

- (1) 募集期間 平成 28 年 2 月 4 日（木）から平成 28 年 3 月 4 日（金）まで
- (2) 提出方法 電子メール、郵送、FAX
- (3) 閲覧場所 高知県ホームページ、県民室、各福祉保健所（須崎を除く）、須崎農業振興センター、政策企画課、教育政策課

2 ご意見の数

8 名と 4 団体から計 12 通 79 件

※うち教育大綱：4 名・4 団体から計 8 通 65 件、第 2 期基本計画：7 名・3 団体から計 10 通 50 件（教育大綱と第 2 期基本計画共通：6 通 36 件）

3 教育大綱等の項目ごとのご意見の数

○基本理念について（2 件）

○基本目標、KPI について（5 件）

○取組の方向性と施策の基本方向について（2 件）

○基本方向ごとの施策について（62 件）

- ・【基本方向 1】チーム学校の構築（44 件）
- ・【基本方向 2】厳しい環境にある子どもたちへの支援の徹底（9 件）
- ・【基本方向 4】県と市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化（1 件）
- ・【基本方向 5】安全・安心で質の高い教育環境の実現（3 件）
- ・【基本方向 7】大学の魅力を高める（1 件）
- ・【基本方向 8】生涯にわたって学び続ける環境をつくる（4 件）

○人員配置について（2 件）

○健康管理体制について（1 件）

○その他（5 件）

主な意見（要約）と意見に対する考え方

1 基本目標として数値目標を設定すべきではない

【考え方】 本県教育の振興に向けて、これまでも高知県教育振興基本計画重点プランにおいて子どもたちの知・徳・体の分野ごとに目標を掲げ、さまざまな取組を推進してきた。その結果、小学校の学力が全国上位にまで改善するなどの成果も出てきたところ。

このように、子どもたちが身に付けた学ぶ力や学びの質、心の状況、そして体力・運動能力を客観的・技術的に測る指標として、具体的な数値目標を掲げ、施策の点検・検証を行いながら、PDCAサイクルに基づき取組を推進していくことは、子どもたちの知・徳・体の課題を解決していくために、重要なことだと考えている。

このため、教育大綱及び第2期基本計画においても、子どもたちの知・徳・体の分野ごとにすべての教育関係者に目標としていただくための数値目標を設定したところ。

2 教育大綱等の具体的な取組が多いことと学校現場の実態にずれがあるのではないか

【考え方】 教育大綱等は、本県教育の課題について、何が原因となり厳しい状況に陥っているのかを深く掘り下げ、子どもたちの視点に立った真に有効な施策を打ち出したもの。

本県の子どもたちの知・徳・体のさらなる向上を図るためには、単なる理念を書き込むだけではなく、課題の解決を担保する施策を書き込むことが必要と考えている。

また、教育大綱等の取組による成果や課題などをしっかりと点検・検証しながら、PDCAサイクルを回し、仮に学校現場の実態とずれがあれば、毎年度、必要に応じて柔軟に修正していく。

3 チーム学校について、管理的な学校ではなく、合意と納得・創意工夫と協力によって教育実践が行われる学校をつくるよう、業務の削減や学校の自主性の尊重などを基本姿勢とするべき

【考え方】 チーム学校は、全教職員の参画のもとで作成した学校経営計画に基づき、校長中心に全教職員が目標や課題を共有し、方向性を合わせた組織的な取組を主体性・自主性をもって進めていくことができる学校を構築しようとするもの。合意と納得・創意工夫と協力によって教育実践が行われる学校を構築することにもつながる。

また、教科のタテ持ちは、教員同士がチームを組んで組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図っていく仕組み。力量のある教員や先輩教員が若い教員を日常的に指導することにもつながる。

さらに、教員の専門性だけでは対応が困難な課題がある中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員などの外部の専門家や、学校支援地域本部などの活動を通じて地域の方々のお借りすることにより、それぞれが役割分担し、協力しながら課題への対応を図ることができる。

以上のようにチーム学校の取組を進めていくことは、教員の業務の負担感の軽減や多忙感の解消にもつながる。

4 学校事務の体制強化を図ること

【考え方】 チーム学校の構築において学校事務職員を活用することは必要なことであることから、その体制強化についての追記等を行う。

⇒「第4章 取組の方向性」及び「第5章 基本方向1」の該当箇所への追記及び文言修正を行う

5 18歳選挙権・主権者教育の充実・強化を図ること

【考え方】 選挙権年齢引き下げに伴い政治的教養を身に付けることがさらに求められていることから、主権者教育の充実・強化について追記する。

⇒「第5章 基本方向1」の該当箇所への追記を行う